

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

総合企画部未来創成局情報システム課

1 改正の趣旨

- ・ 県が個人番号（以下「マイナンバー」という。）を利用できるのは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）」に定められた事務（法定事務）及び条例で定める事務を行う場合に限られていた。
- ・ 番号利用法の一部改正（令和 6 年 5 月 27 日施行）により、法定事務に準ずる事務（準法定事務）として主務省令で定めるものについて、マイナンバーの利用が可能となった。
- ・ この改正により、条例で定めていた事務の一部が番号利用法上、利用可能となったことから、条例から関係規定を削除し整理するもの。

2 改正内容

- ・ 以下の事務の規定（準法定事務として主務省令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号）で定めるもの）を削除する。
 - ① 私立高等学校等に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
 - ② 私立高等学校等で学び直す生徒に対する支援金の支給に関する事務
 - ③ B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者に対する肝疾患の治療及び検査に要する費用の助成に関する事務
 - ④ 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
 - ⑤ 公立高等学校等に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
 - ⑥ 公立高等学校等で学び直す生徒に対する支援金の支給に関する事務
 - ⑦ 公立高等学校等の専攻科に在学する生徒に対する支援金の支給に関する事務
- ・ その他、所要の規定の整理を行う。

3 施行日

公布の日